

承認第4号

埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部
変更に係る専決処分について

埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更
について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分し
たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更について

請負契約金額「149,690,000円」を
「155,190,000円」とする。

令和元年8月13日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

専決処分理由

新児童棟に上水を供給するための貯水槽を既設校舎北側にある機械室に設置する上で支障となる室内外の設備機器及びダクトを撤去しようとしたところ、飛散性アスベストを使用した部材が発見され、これを適正に除去するための追加工事が必要となった。

これに伴う工事請負契約の変更は、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するが、計画どおり令和2年4月に新校舎を供用開始させるには、この追加工事を今月中に行う必要がある。

したがって、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものである。

(参考)

○変更前契約

- 1 契約の目的 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）
- 2 工事場所 山陽小野田市大字埴生283番地ほか 地内
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 請負契約金額 149,690,000円
- 5 契約の相手方 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）
鳴田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体
鳴田工業株式会社
代表取締役 鳴田 栄作